子育てのための施設等利用給付認定（新２号・新３号）について

保育の必要性の認定（新２号・新３号※）を受けた場合、次の保育料が無償化の対象となります。対象となるためには、事前に申請の手続きが必要です。

必要書類等は、裏面をご確認ください。

※　新２号：３歳児から５歳児の認定、新３号：０歳児から２歳児の認定　（当年度４月１日時点の満年齢）

認可外保育施設等※を利用する

※対象となる施設・事業は、認可外保育園施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業です。

○　保育園、認定こども園、幼稚園等を**利用できていない方が対象**となります。

○　**３歳から５歳までの子どもの保育料は月額 37,000 円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料は月額 42,000 円まで**の保育料が無償になります。

○　認定申請の手続きは、常滑市役所こども保育課でのご案内となります。

保育園の入園基準

○その保護者（母親・父親）が下記のいずれかの条件に該当する場合です。ただし、家庭で保育できると認められる場合は除きます。

(1) 労働	毎月 60 時間以上仕事をしている場合（家事は除く。）
(2) 母親の出産等	母親が妊娠中又は出産後間がない場合（産前・産後８週間）
(3) 病気・障がい等	長期の病気、負傷又は障がい等がある場合
(4) 病人の介護等	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
(5) 災害等	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合
(6) 求職活動等	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
(7) 就学等	就学又は職業訓練を受けている場合
(8) その他	虐待やＤＶのおそれがある場合等

対象施設・事業を利用する、前月 20 日までに、**常滑市役所こども保育課**に、以下の書類を提出してください。

認定申請に必要な書類

○　子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
○　申請書に記載された家族全員のマイナンバーが分かるもの・本人確認書類
○　証明書（就労証明書、申立書等）（添付書類を含む。）

就労形態等により該当する書類を提出してください。

就労形態等／書類名	勤務者（正社員）	勤務者（正社員以外）	内職	自営農業漁業	出産	病気介護	求職	就学等
◎就労証明書※１	◎	◎	◎	◎				
◎申立書（緑）						◎		
◎賃金明細書等※２		◎	◎	◎				
◎その他添付書類				◎事業主は確定申告の写し	◎母子手帳の写し表紙及び予定日記載ページ	◎診断書・手帳の写し等	◎求職活動確約書	◎通学証明書等

※１　勤務先、勤務時間等が変更になった場合、最新の証明書を随時、提出してください。
※２　賃金明細書等は、別紙「就労証明書の添付書類について」を参考にしてください。

対象施設・事業を利用後、以下の書類を、**常滑市役所こども保育課に**、支払い月の５日（土日・祝日の場合は、前開庁日）までに、提出してください。

請求に必要な書類

＊常滑市ホームページ（幼児教育・保育の無償化）よりダウンロードできます。

○施設等利用費請求書（償還払い用）＊
○領収書 及び 支援提供証明書等　＊
○その他（認定申請時の未提出書類）
　※認定申請に必要な書類が未提出の場合、お支払いができません。

支払いは、年４回（７月、10 月、１月、４月）になります。
※令和６年４月～令和７年３月に利用した分は、令和７年４月４日（金）までに請求してください。まとめて（例：４～８月分を 10 月に）請求することもできます。

問い合わせ先：常滑市役所こども保育課　　0569－47－6113（直通）